

企業会計基準適用指針公開草案第19号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」について

- 経緯 -

企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」が平成18年8月に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)として改正された。これに伴い、実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」の内容について、これまで質問が多く寄せられた事項への対応などと合わせて、改正後の金融商品会計基準の適用上の指針として新たに定めるため、「会社法対応専門委員会」にて審議を重ね、平成18年9月に表題の公開草案を公表し、コメントの募集を行った。

- 会社法対応・金融商品合同専門委員会での検討状況 -

平成18年11月以降、合同専門委員会を4回開催し、公開草案に対するコメントで要望の多かった以下の項目を中心に検討を行っている。また、当該項目等に関し、監査人(1名)や証券業界関係者(3名)から参考人としての意見を聴取している。

(1) 取得条項付の転換社債型新株予約権付社債について、取得の対価が自社の株式と現金の組合せである場合の会計処理・・・次頁以降参照

(2) 自己社債の会計処理

- 今後の進め方についての意見 -

上記2での検討事項のうち、「(1)取得条項付の転換社債型新株予約権付社債について、取得の対価が自社の株式と現金の組合せである場合の会計処理」は、公開草案において直接的に取り上げていないが、会社法施行後、4社が当該CBを発行している。このような現状を踏まえ、本件に係る今後の進め方に関し、参考人等からの以下のような意見が出ている¹。

・取得条項付のCBは、会社法の施行により認められた企業の資金調達手段の多様化に資する制度であり、既発行の4社以外にも潜在的な需要が存在する。したがって、当該会計処理の検討(特に当該取引において損益が生じる処理が採用される場合)は、関係者の意見を幅広く聴取し、慎重に行われるべきである。

・取得条項付のCBについて、発行者による取得が行われ、本適用指針で定める処理が適用されるのは数年先のことであり、既発行の会社であっても定められた会計処理を前提に対応を検討することが可能である。

¹ なお、「(2)自己社債の会計処理」については、公開草案の内容と大きく異なる方向で検討が進んでいる。

《取得条項付の転換社債型新株予約権付社債の会計処理 - 案 1 ~ 3 の比較》

- 前提条件 -

- ・発行総額：100、額面金額：100、払込金額：額面金額の100%
- ・満期償還：額面金額の100%、転換価額：100、転換株式数：払込金額（＝額面金額）÷転換価額＝1株
- ・社債利息：ゼロクーポン
- ・新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの金額（新株予約権の行使価額＝転換価額）＝100とし、新株発行時に出資された額はすべて資本金とする

ITM の場合の会計処理（時価（＝パリティ価値）＝130、CB は取得と同時に消却）

下表では一括法による処理を比較しているが、うち「株式のみ」と「現金のみ」は公開草案で取り扱っている内容

		案 1 取得価額 = 時価 130		案 2 取得価額 = 帳簿価額 100		案 3 取得価額 = 現金 + 帳簿価額を 取得の対価の時価の比率で按 分した額		（参考） 投資家による転換（ ）	
株式のみ		CB100	資本金 100	CB100	資本金 100	CB100	資本金 100	CB100	資本金 100
株式 + 現金（80）	帳簿価額 > 現金交付額	CB100 損 30	資本金 50 現金 80	CB100	資本金 20 現金 80	CB62 損 18 CB38	資本金 38 現金 80	N.A.	
株式 + 現金（100）	帳簿価額 = 現金交付額	CB100 損 30	資本金 30 現金 100	CB100	現金 100	CB77...(a) 損 23 CB23...(b)	資本金 23 現金 100	N.A.	
株式 + 現金（120）	帳簿価額 < 現金交付額	CB100 損 30	資本金 10 現金 120	CB100 その他利剩 20	現金 120	CB92 損 28 CB8	資本金 8 現金 120	N.A.	
現金のみ		CB100 損 30	現金 130	CB100 損 30	現金 130	CB100 損 30	現金 130	N.A.	

(a) 現金償還と考える部分の CB 簿価：CB の簿価 100 × {現金 100 / (交付する現金 100 + 交付する株式の時価 30)}

(b) 新株予約権の行使と考える部分の CB 簿価：CB の簿価 100 × {交付する株式の時価 30 / (交付する現金 100 + 交付する株式の時価 30)}

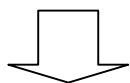
() 投資家が CB に付された新株予約権を行使した場合には株式が交付され、株式 + 現金であることはない。

(これまでの議論の整理)

株式+現金について	案1	案2	案3
考え方	取得価額は、時価（パリティ価値）（130） 自己CBの取得として処理	ITMの場合、時価（パリティ価値）（130）に相当する取得の対価が柔軟化されたため、取得価額は（現金支払が簿価（100）を越えない限り、通常のCBと同様に）簿価（100） CBに付された新株予約権の全部行使+交付すべき株式の現金による交付、又は、現金によるCBの償還+株式の交付として処理	取得価額は、金融負債が消滅する部分（現金）の時価と残存部分（株式）の額（簿価取得の対価の時価の比率で按分した額） 現金によるCBの一部償還+CBに付された新株予約権の一部行使として処理
金融商品会計基準との関係			
一括法との関係	原則として、投資家による転換（株式の交付）が想定されており、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品」として、新株予約権（払込資本を増加させる可能性のある部分）と社債（それ以外の部分）は同時に各々存在し得ないため、一括法又は区分法で処理		
投資家による転換（株式の交付）との関係	現金が交付されるという点において投資家による転換（株式の交付）と経済的実質が同一であるとはいえない。	ITMの場合、取得価額は時価（パリティ価値）に相当するものであるため、投資家による転換（株式の交付）に準じて処理する。	ITMにおいて、株式が交付される部分は投資家による転換（株式の交付）と経済的実質が同一であるが、現金が交付される部分は同一であるとはいえない。
金融負債の消滅との関係（会社法上は現物出資及び混同として消滅）	投資家による転換（株式の交付）の場合、当初から意図された負債（すべて残存部分）の簿価で現物出資を受け入れて、混同により消滅 このケースの取得価額は時価（パリティ価値）（130）であるため、差額は「償還損」	このケースの取得価額は、原則として簿価（100）のため、現金支払が簿価（100）以下の場合は簿価で現物出資を受け入れて、混同により消滅するため、差額があれば「資本金」（なお、現金支払が簿価（100）を越えた場合は当該簿価超過額で現物出資を受け入れて、混同により消滅するため、差額は「償還損」）	このケースでは、現金交付分は金融負債が消滅する部分にあたり、当該支払と、これに見合う簿価（簿価100を取得の対価の時価の比率で按分した額）との差額は「償還損」 株式の交付分は残存部分にあたり、簿価100を取得の対価の時価の比率で按分した額で計上
会社法・会社計算規則との関係	会社計算規則41条1項の「当該取得時における価額」の読み方として「時価」は妥当	会社計算規則41条1項の「当該取得時における価額」の読み方として「簿価」は妥当 （なお、「当該取得時における価額」を「簿価」である点を強調すると、現金支払が簿価（100）を越えた場合も取得価額は簿価となるため、会社計算規則41条2項2号の関係から借方差額は「その他利益剰余金」となる）	会社計算規則41条1項の「当該取得時における価額」の読み方として、「現金と取得の対価の時価比率で按分した株式交付部分に対応する額」とするのは不自然

その他	パーチェス法の考え方とは整合的	一括法を採用する米国基準では、ほぼ同じ処理となっている。	金融負債の消滅の認識に係る財務構成要素アプローチ的な考え方と整合的
-----	-----------------	------------------------------	-----------------------------------

「案 3+ 区分法を採用している場合に認められるとしている例外処理（区分法）」を推す意見が多い一方で、参考人を含め「案 2」を推す意見もある（ATM・OTM の場合は同一の結果となるが、ITM の場合は採用する案によって結果が異なる。）



（本日の議論の進め方）

「株式 + 現金 (100) ¹」(差額株式決済：償還価値 (100) に対して現金を交付し、転換差益 (30) に対して自社の株式を交付している場合) について、前回まで、(ある程度) 合意された区分法を採用している場合の処理方法 (区分法) を手がかりに検討する。
 これまでの「一括法の会計処理の検討 区分法の会計処理の検討」ではなく、「区分法の会計処理の検討 一括法の会計処理の検討」

1. 取得の対価が「株式 + 現金 (100)」で、CB は取得と同時に消却

【論点】区分法を認めることを前提とすると、「株式 + 現金 (100)」(差額株式決済) という 1 つの取引について、区分法と一括法の整合性をどう考えるか 「差額株式決済」という 1 つの取引については、会計処理の考え方を整合させることが適当

	案 1		案 2		案 3	
一括法	CB100 損 30	現金 100 資本金 30	CB100	現金 100	CB77 損 23 CB23	現金 100 資本金 23
区分法 (1)	SB90 損 10 W10	現金 100 資本金 10	SB90 損 10 W10	現金 100 資本金 10	SB90 損 10 W10	現金 100 資本金 10
区分法 (2)	SB90 損 10 W10 損 20	現金 100 資本金 30	(同上) (同上)		SB69 W8 損 23 SB21 W2	現金 100 資本金 23
【論点】	A 案：区分法 ……一括法と不整合 D 案：区分法 ……一括法と整合的		B 案：区分法 ……一括法と整合的		C 案：区分法 ……一括法と不整合 E 案：区分法 ……一括法と整合的	

(1) 区分法 : 発行時に区分法を採用し、交付する現金を償還価値、自社の株式を転換差益としている場合の処理方法

(2) 区分法 : 一括法との整合性を踏まえた処理方法

(1) A 案、C 案...~~区分法~~を認めるのは、~~一括法との整合性を重視しながら、(実務上、ほとんど採用されていない)~~区分法の場合にのみ任意的に認めてもよいという考え方【~~一括法の会計処理の検討~~区分法の会計処理の検討】

(2) B 案...区分法 を認めるのであれば、一括法においても同じ考え方によるべきという考え方【区分法の会計処理の検討 一括法の会計処理の検討】
(区分法 の説明)

単独の新株予約権について差額株式決済(新株予約権の行使に伴う払込金額ゼロと同様)が行われた場合、自社の株式のみを交付することから、「投資が継続されている」と考えることができる(新株予約権の帳簿価額をもって資本金等を増加させる)。したがって、新株予約権と社債の組合せである CB について、新株予約権相当部分についてのみ株式決済が行われた場合にも、同様の処理が行われることとするのが適当である。

(3) D 案...区分法と一括法の整合性を重視するため、(再考により)区分法 は前提としないという考え方。この場合、区分法は、「区分法 」ではなく「区分法 」(新株予約権部分についても取得の対価は時価)となる。【一括法の会計処理の検討 区分法の会計処理の検討】

(区分法 の説明)

「株式のみ」の場合には、(一般的な交換取引の例外として)「投資が継続されている」と考えることができる CB の「転換」と同様であるため、一括法とともに、区分法においても、帳簿価額をもって資本金等が増加するが、「株式+現金」は、「転換」とは異なるため、区分法においても、新株予約権部分について、帳簿価額ではなく時価をもって資本金等を増加する。

CB ではなく、単独の新株予約権について、取得条項の行使により「株式のみ」を対価にした場合は、(時価ではなく)帳簿価額をもって資本金等を増加する。

(4) E 案...~~区分法と一括法の整合性を重視するため、(再考により)区分法~~は前提としないという考え方。この場合、区分法は、「~~区分法~~」ではなく「~~区分法~~」となる。【~~一括法の会計処理の検討~~区分法の会計処理の検討】

社債部分と新株予約権部分についての取得の対価を、それぞれ説明することは困難ではないか。
社債部分の取得の対価 = (現金 100 + 資本金 23(*)) - W 部分の取得の対価 (簿価 10)
(*) 資本金 23 = CB の簿価 100 × { 交付する株式の時価 30 / (交付する現金 100 + 交付する株式の時価 30) }

(参考) CB の「転換」の考え方

	「転換」における対価	思考回路
A 案、C 案、D 案	すべて株式	「転換」は、もともと一括法しかなかった CB (転換社債) における処理。その範囲内で区分法を考えるため、区分法 は例外的にしか認められない(A 案、C 案)、又は、例外は認められない(D 案)。
B 案	新株予約権部分についてのみ、すべて株式	一括法でも CB は「社債+新株予約権」であり、生死が不可分なだけである。このため、新株予約権相当部分についてのみ、対価がすべて株式であれば、伝統的な CB の一種であり、区分法のみならず一括法でも「転換」の範囲に入る ² 。

² EITF03-7 に至る経緯から推測される考え方 (EITF90-19 では Instrument C (株式+現金 (100)) の取得価額は時価であったが、FAS133 及び EITF00-19 公表を経て、資本に分類されるワラントを含む複合金融商品は伝統的な CB の一種と解され、EITF03-7 において、B 案のように解されていると考えられる。)

2.1 以外、例えば取得の対価が、「株式 + 現金 (80)」または「株式 + 現金 (120)」で、CB は取得と同時に消却

	案 1		案 2		案 3	
一括法	CB100 損 30	現金 80 資本金 50	CB100	現金 80 資本金 20	CB62 損 18 CB38	現金 80 資本金 38
区分法	SB90	現金 80 益 10	SB90	現金 80 資本金 10	SB56 W6 損 18	現金 80
	W10 損 40	資本金 50	W10	資本金 10	SB34 W4	資本金 38
問題点	現金交付額が極端に少ない場合の結果(損が生じる)と、取得の対価が自社の株式のみの結果(損が生じない)との妥当性。		区分法の場合、新株予約権相当部分について株式決済とすれば、社債相当分は現金 + 株式決済となり、(DES を考慮すれば)社債相当分は簿価の振替えとは限らない。		E 案と同様に、区分法における社債部分と新株予約権部分についての取得の対価を、それぞれ説明することは困難ではないか。	
問題点への対応	例えば、「現金交付額が僅少な場合には、取得の対価が自社の株式のみのときに準じて取り扱う」とすることにより解決できないか。					

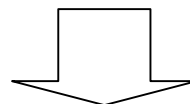
(参考) 案 3 の問題点として指摘され得る事項

- ・金融負債 金融負債 + 金融負債の消滅 (現金) ではなく、金融負債 株主資本 + 金融負債の消滅 (現金) であり、金融負債に係わる財務構成要素アプローチの直接的適用は困難。
- ・消去法的に推す意見が多い。
- ・米国 EITF 及び IAS に基づく処理のいずれとも整合しない。
- ・会社法上、1 つの CB について一部償還・一部転換として処理することの違和感と、会社計算規則第 41 条と取得時における W (又は CB) の価額の考え方との不自然さ。
- ・区分法について、E 案 (区分法の考え方が一括法と整合的) の採用が困難であることを前提とすると、C 案 (区分法の考え方が一括法と不整合) を例外ではなく原則とせざるを得ないが、それは区分法と一括法の不整合を招く。

3. 本日の議論の整理

	案1ベース		案2ベース		案3ベース	
	1はA案(区分法の考え方が一括法と不整合)又はD案(区分法の考え方が一括法と整合的)		1はB案(区分法の考え方が一括法と整合的)		1はC案(区分法の考え方が一括法と不整合)	
	2は案1		2は案1		2は案1	
1. 「株式+現金(100)」						
一括法	CB100 損 30	現金 100 資本金 30	CB100	現金 100	CB77 損 23 CB23	現金 100 資本金 23
区分法	SB90 損 10	現金 100	SB90 損 10	現金 100	SB90 損 10	現金 100
	W10 損 20	資本金 30	W10	資本金 10	W10	資本金 10
2. 「株式+現金(80)」						
一括法	CB100 損 30	現金 80 資本金 50	(同左)		(同左)	
区分法	SB90	現金 80 益 10	(同左)		(同左)	
	W10 損 40	資本金 50				
2. 「株式+現金(120)」						
一括法	CB100 損 30	現金 120 資本金 10	(同左)		(同左)	
区分法	SB90 損 30	現金 120	(同左)		(同左)	
	W10	資本金 10				

これらを踏まえた文案は以下のとおり



	案1ベース	案2ベース	案3ベース
適用 指針 26項(3)	<p>発行者が、取得条項に基づき、自社の株式の市場価格が転換価格を上回る場合において、当該転換社債型新株予約権付社債を、現金と自社の株式を対価として取得する場合、発行時に一括法を採用しているときは、対価となる現金の額と、対価となる自社の株式の時価又は取得した転換社債型新株予約権付社債の時価から対価となる現金の額を控除した額のうち、より高い信頼性をもって測定可能な金額との合計額に基づき、自己社債の取得に準じて処理する((1)参照)。区分法を採用しているときには、当該合計額を発行時における払込金額の区分(第20項参照)に準じて社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分し、社債の対価部分は自己社債の取得に準じて((1)参照) 新株予約権の対価部分は自己新株予約権の取得に準じて(第12項参照)処理する。</p> <p>ただし、取得の対価うち現金の額が僅少である場合には、取得の対価が自社の株式の場合((2)参照) に準じて処理する。</p> <p>また、発行時に区分法を採用している場合において、次のすべてを満たすときには、社債は現金による繰上償還((1)また書き参照)として処理し、新株予約権は新株予約権の行使(第6項参照)に準じて処理することができる。</p>	<p>(同左)</p> <p>ここで終わればD案。また書きがつくとA案</p> <p>以下、B案</p> <p>また、次のすべてを満たす場合において、発行時に一括法を採用しているときは、会社法による転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権が行使されたとき(第21項参照)に準じて処理し、区分法を採用しているときには、社債は現金による繰上償還((1)また書き参照)として、新株予約権は新株予約権の行使(第6項参照)に準じて処理する。</p> <p>なお、一括法を採用している場合において、取得した転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額と対価となる現金の価額の差額については、会社法の規定に基づき処理することとなる。</p>	<p>(同左)</p> <p>以下、(E案+)C案</p> <p>また、次のすべてを満たす場合において、発行時に一括法を採用しているときは、当該転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を、区分法を採用しているときには、社債と新株予約権の帳簿価額を合算した額を、それぞれ交付する現金の額と自社の株式の時価の比率により、現金交付部分と自社の株式交付部分とに按分したうえで、現金交付部分は現金による繰上償還に準じて処理し、自社の株式交付部分は会社法による転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権が行使されたとき(第21項参照)に準じて処理する。</p> <p>なお、区分法を採用しているときには、社債は現金による繰上償還((1)また書き参照)として</p>

ただし書きは2に示した問題点への対応

	案1ベース	案2ベース	案3ベース
	<p>取得条項に基づく取得の対価は、当該転換社債型新株予約権付社債をその転換価格で除した自社の株式数による時価であること 取得条項に基づいて取得した際に消却することが募集事項に示されており、かつ、当該取得条項に基づき取得と同時に消却が行われていること 現金の交付はすべて社債部分の償還に充てられ、自社の株式の交付はすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価とする部分について、それぞれがあらかじめ明確にされ、それが経済的に合理的な額と乖離していないこと</p>	<p>取得条項に基づく取得の対価は、当該転換社債型新株予約権付社債をその転換価格で除した自社の株式数による時価であること 取得条項に基づいて取得した際に消却することが募集事項に示されており、かつ、当該取得条項に基づき取得と同時に消却が行われていること 現金の交付はすべて社債部分の償還に充てられ、自社の株式の交付はすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価とする部分について、それぞれがあらかじめ明確にされ、それが経済的に合理的な額と乖離していないこと</p>	<p>処理し、新株予約権は新株予約権の行使(第6項参照)に準じて処理することができる。 (同左)</p>
<p>結論 の背景 53項</p>	<p>会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、取得条項に基づき、自社の株式の市場価格が転換価格を上回る場合において、現金と自社の株式を対価として取得する場合には、取得の対価が、当該転換社債型新株予約権付社債をその転換価格で除した自社の株式数による時価であり、かつ、取得条項に基づいて取得した際に消却することが募集事項に示されており、かつ、当該取得条項に基づき取得と同時に消却が行われていても、取得の対価が自社の株式のみの場合(第26項(2)参照)とは異なり、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権が行使され自社の株式を交付することと、経済的実質が同一とはいえ、むしろ自己社債の取得(区分法の場合は、加えて自己新株予約権の取得)として会計処理することが適当であると考えられる。 したがって、取得の対価が現金と自社の株式の場合における増加資本は、一括法と区分法のいずれ</p>	(同左)	(同左)

	案1ベース	案2ベース	案3ベース
ここで終わればD案。63項がつくとA案	<p>れを採用している場合にも、取得の対価となる現金の払出額と自社の株式の時価に基づき算定されることとなる。この結果、発行者が取得条項に基づき転換社債型新株予約権付社債を取得したときには、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも損益は計上されないこととなる。</p> <p>ただし、取得の対価のうち現金の額が僅少である場合、その経済的実態は取得の対価が自社の株式の場合と変わらないため、本適用指針では、これに準じて取り扱うものとした。</p>	<p>以下、B案</p>	<p>以下、(E案+)C案</p>
54項	<p>発行時に区分法を採用している場合には、払込資本を増加させる可能性のある部分(新株予約権)とそれ以外の部分(社債)を区分して処理していることから、前項とに加えて、現金の交付はすべて社債部分の償還に充てられ、自社の株式の交付はすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価とする部分について、それぞれがあらかじめ明確にされ、それが経済的に合理的な額と乖離していないときは、当該区分に基づき処理することも認められるものとした。</p> <p>なお、「経済的に合理的な額と乖離していない」とは、社債部分と新株予約権部分ともに、取得時の帳簿価額に近い額であることが適当と考えられる。</p>	<p>前項とに加えて、現金の交付はすべて社債部分の償還に充てられ、自社の株式の交付はすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価とする部分について、それぞれがあらかじめ明確にされ、それが経済的に合理的な額と乖離していないときは、発行時に区分法を採用している場合に限らず、一括法を採用している場合も、自社の株式を交付することにより取得された単独の新株予約権の処理(第13項)の考え方と整合して処理することとした。</p> <p>これは、転換社債型新株予約権付社債であれば、新株予約権が行使されたとき及び取得条項に基づき取得されたときの会計処理は、一括法と区分法のいずれを採用している場合にも同じ考え方で行うことが適当であると考えられることによる。</p> <p>なお、「経済的に合理的な額と乖離していない」とは、社債部分と新株予約権部分ともに、取得時の帳簿価額に近い額であることが適当と考えられる。</p>	<p>前項とに加えて、現金の交付はすべて社債部分の償還に充てられ、自社の株式の交付はすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価とする部分について、それぞれがあらかじめ明確にされ、それが経済的に合理的な額と乖離していないときは、現金交付部分については繰上償還する場合に準じて処理し、自社の株式交付部分は会社法による転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権が行使されたとき(第21項参照)に準じて処理することとした。これにより、自社の株式の市場価格が転換価格を上回る場合において、取得の対価が、当該転換社債型新株予約権付社債をその転換価格で除した自社の株式数による時価であるときに、現金と自社の株式の割合による会計処理に連続性を保つことができる。</p> <p>さらに、発行時に区分法を採用している場合には、払込資本を増加させる可能性のある部分(新株予約権)とそれ以外の部分(社債)を区分して処理していることから、前項とに加えて、現金の交付はすべて社債部分の償還に充てられ、自社の株式の交付はすべて新株予約権部分の取得に充てられるように、現金と自社の株式を対価と</p>

審議事項(3)

	案1ベース	案2ベース	案3ベース
			<p>する部分について、それぞれがあらかじめ明確にされ、それが経済的に合理的な額と乖離していないときは、当該区分に基づき処理することも認められるものとした。</p> <p>なお、「経済的に合理的な額と乖離していない」とは、社債部分と新株予約権部分ともに、取得時の帳簿価額に近い額であるとするのが適当と考えられる。</p>
55 項	<p>会社法による転換社債型新株予約権付社債の発行者が、取得条項に基づき、自社の株式の市場価格が転換価格以下の場合において、社債金額に基づく金額により現金と自社の株式を対価として取得する場合には、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であるとはいえないので、発行者は自己社債の取得及び自己新株予約権の取得に準じて処理することとなる。</p>	(同左)	(同左)

OTM の場合の処理

OTM の場合の会計処理(時価(パリティ価値) = 80、CB は取得と同時に消却)

下表では一括法による処理を比較しているが、うち「現金のみ」は公開草案で取り扱っている内容

		案 1 取得価額 = 額面金額 100		案 2 取得価額 = 額面金額 100		案 3 取得価額 = 帳簿価額簿価を 取得の対価の時価の比率で 按分		(参考) 繰上償還	
現金のみ		CB100	現金 100	CB100	現金 100	CB100	現金 100	CB100	現金 100
株式 0.8 株 (64) + 現金	パリティ価値 > 株式交付額	CB100	現金 36 資本金 64	CB100	現金 36 資本金 64	CB36 CB64	現金 36 資本金 64	N.A.	
株式 1 株 (80) + 現金	パリティ価値 = 株式交付額	CB100	現金 20 資本金 80	CB100	現金 20 資本金 80	CB20...(a) CB80...(b)	現金 20 資本金 80	N.A.	
株式 1.2 株 (96) + 現金	パリティ価値 < 株式交付額	CB100	現金 4 資本金 96	CB100	現金 4 資本金 96	CB4 CB96	現金 4 資本金 96	N.A.	
株式のみ		CB100	資本金 100	CB100	資本金 100	CB100	資本金 100	N.A.	

(a) 現金償還と考える部分の CB 簿価 : CB の簿価 $100 \times \{現金 100 / (交付する現金 100 + 交付する株式の時価 30)\}$

(b) 新株予約権の行使と考える部分の CB 簿価 : CB の簿価 $100 \times \{交付する株式の時価 30 / (交付する現金 100 + 交付する株式の時価 30)\}$